

令和 6 年度決算に係る健全化判断 比率及び資金不足比率審査意見書

本庄市監査委員



本監発第24号
令和7年9月11日

本庄市長 吉田信解様

本庄市監査委員 岩堀 薫
本庄市監査委員 早野 清

令和6年度決算に係る健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和6年度の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、その結果について、次のとおり意見書を提出します。

令和6年度 健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

この地方公共団体の財政の健全化に関する法律による審査は、市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の期間 令和7年8月20日から令和7年8月29日まで

3 審査の結果

(1) 健全化判断比率

ア 総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

健全化判断比率	令和6年度	令和5年度	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	—	—	12.56%	20.00%
②連結実質赤字比率	—	—	17.56%	30.00%
③実質公債費比率	4.0%	3.7%	25.0%	35.0%
④将来負担比率	—	—	350.0%	

(注：実質赤字比率及び連結実質赤字比率については赤字が生じていないため、将来負担比率については充当可能財源等が将来負担額を超えていため、「—」と表示している。)

イ 個別意見

①実質赤字比率について

令和6年度の実質赤字額はないため、実質赤字比率は算定されない。なお、本市の早期健全化基準は12.56%である。

②連結実質赤字比率について

令和6年度の連結実質赤字額はないため、連結実質赤字比率は算定されない。なお、本市の早期健全化基準は17.56%である。

③実質公債費比率について

令和6年度の実質公債費比率は4.0%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較するとこれを下回っているが、前年度と比較すると0.3ポイント悪化している。さらに、本庄市中期財政収支見通しによると、今後は公共施設の大規模改修事業の実施等に伴い、増加傾向となる見込みであることから、公共施設等総合管理計画及び長寿命化に係る各施設の個別計画等に基づく計画的な公共施設の更新・改修により、施設の維持管理費用や補修経費等の圧縮を行うとともに、引き続き有利な地方債の活用や地方債の計画的な借入、国庫補助金等の特定財源の確保を図り、財政の健全化に努められたい。

④将来負担比率について

令和6年度の将来負担比率は、前年度と同様、充当可能財源等が将来負担額を超えているため、比率は算定されない。なお、早期健全化基準は350.0%である。

ウ 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

(2) 資金不足比率

ア 総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

特別会計の名称	令和6年度	令和5年度	経営健全化基準
水道事業会計	—	—	20.0%
下水道事業会計	—	—	20.0%

(注：資金不足比率については資金不足が生じていないため、「—」と表示している。)

イ 個別意見

水道事業会計、下水道事業会計の資金不足額はなく、資金不足比率は算定されないが、引き続き経営の健全化に努められたい。なお、経営健全化基準はそれぞれ20.0%である。

ウ 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。